

第 1 8 節 福祉・健康維持活動計画

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 安否確認・被災状況の把握 ⇨ 民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域住民、自主防災組織等への協力要請 (1) 要援護高齢者・障害者等 (2) 社会福祉施設・職員・入所者等 2 搬送体制の確立 ⇨ 救急自動車等の調達 3 負傷者の受入れ医療機関の確保 4 福祉ニーズの把握 ⇨ 巡回相談の実施(被災住宅・避難所・応急仮設住宅等) 5 補装具・各日常生活用具の調達及び必要人数の把握 6 保健師等による巡回健康相談等の実施 7 心の健康に関する相談窓口の設置	健康課 子育て支援室 老人障害福祉課 社会福祉課 介護保険課 総合福祉会館 北部総合福祉会館 社会福祉協議会

第 1 計画の方針

被災した要援護高齢者、障害者等に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。また、被災者の心身両面での健康維持に必要な措置を講じる。

第 2 要援護高齢者、障害者等の安否確認及び被災状況の把握

1 市は、地震発生直後に民生委員・児童委員、社会福祉協議会を始め、必要に応じて地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、要援護高齢者、障害者等の安否確認を行うとともに、被災状況の把握に努める。

また、市は、被災により保護者を失う等の要保護児童の迅速な発見、保護に努める。

2 市は、所管する社会福祉施設の施設設備、職員、入所者及び福祉関係職員等の被災状況の迅速な把握に努める。

第 3 被災した要援護高齢者、障害者等への支援活動

1 搬送及び受入先の確保

施設管理者は、災害により負傷した入所者等を搬送するための手段や受入先の確保を図る。市は、施設管理者の要請に基づき、救急自動車等を確保するとともに、医療施設等の受入れ先を確保する。

2 福祉ニーズの把握

市は、被災した要援護高齢者、障害者等に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において福祉サービスが組織的・継続的に提供できるよう、民生委員・児童委員、ボランティア等の協力を得て、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

3 在宅福祉サービスの継続的提供

市は、被災した要援護高齢者、障害者等に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

また、市は、府と連携を図り被災した児童やその家族の心的外傷後ストレス障害(PTSD)等に対応するため、心のケア対策に努める。

4 要援護高齢者、障害者等の施設への緊急入所等

市は、府と連携を図り社会福祉施設入所者が安心して生活を送れるよう、必要な支援を行うとともに

に、居宅、避難所等では生活できない要援護高齢者、障害者等については、福祉事務所と協議し、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所（二次的な避難施設）への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。

社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努める。

5 広域支援の確保

要援護高齢者、障害者等に関する被災状況等の情報を集約し、大阪府等に報告するとともに、必要に応じて、広域的に介護職員等の福祉関係職員の派遣や要援護高齢者等の他の地域の社会福祉施設へ入所等が迅速に行えるよう関係機関に要請する。

第4 被災者の健康維持活動

市は、府と連携を図り被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。

1 巡回相談等の実施

- (1) 被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅などにおいて、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。
- (2) 被災者の栄養状況を把握し、食料の供給機関等との連絡をとり、給食施設や食生活改善ボランティア団体の協力を得て、不足しやすい栄養素を確保するための調理品の提供や調理方法等の指導を行う。
- (3) 高度医療を要する在宅療養者を把握し、適切な指導を行う。
- (4) 府の指導を得て、保健・医療等のサービスの提供、食事の栄養改善等を行う。

2 心の健康相談等の実施

- (1) 災害による心的外傷後ストレス障害（PTSD）、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。
- (2) 環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断状況を踏まえて、臨機に精神科救護所を設置する。